

令和2年5月25日

保護者の皆様へ

東大阪市子どもすこやか部長

(変更のお知らせ) 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためご理解とご協力をいただいております。

以下の2点の内容を改めましてお知らせします。

- ① 在宅で子育てができるため家庭保育にご協力いただいている方に対して、保育料(利用者負担額)の日割り計算を行います。(0～2歳児で保育料が発生している方が対象です)

6月末までの期間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために家庭保育にご協力いただいた方には、その日数分の保育料を日割り計算します。家庭保育をしていただいた日数については登園施設に照会しますので、日割り計算のための申請手続きは必要ありません。

- ② 令和2年4月1日入園に係る育児休業復帰期限を令和2年6月30日(火)から令和2年7月31日(金)に再延長します。

期限までに復職されれば入所決定の取り消しにはなりません。

なお、日割り計算の対応は6月末をもって終了いたします。

7月以降に登園を控えていただいたとしても、日割り計算による減額の対象にはなりませんのでご了承ください。

東大阪市子どもすこやか部子育て支援室

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

【利用者負担額の決定、育児休業復帰期限の設定について】

施設利用相談課 TEL: 06-4309-3202

【利用者負担額の充当等について】

施設給付課 TEL: 06-4309-3195

※私立認定こども園、小規模保育施設を利用されている方は施設からの還付等処理になります。